

奈良市監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 3 年 10 月 12 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 塚 本 勝  
同 森 岡 弘 之

保護課

監査結果公表日 令和 3 年 7 月 1 日（奈良市監査委員告示第 11 号）

措置結果通知日 令和 3 年 9 月 9 日

| [監査の結果]  | [措置の内容]   |
|--|---|
| <p>生活保護システム・中国残留邦人等支援システム賃貸借契約について、関係書類を査閲したところ、システムの保守が契約に含まれており、受注者とは異なる業者が保守を行っていたが、契約書に再委託に関する定めはなく、書面による再委託の承諾行為も行われていなかった。</p> <p>書面による手続がなされていなければ、再委託先において個人情報の取扱いに事故があった場合等に、責任の所在が不明確となるため、再委託については、契約書中に規定した上で、書面により承諾行為を行われない。</p> | <p>監査の指摘を受けて、生活保護システム・中国残留邦人等支援システム賃貸借契約について、受注者と再委託に関する事項を定めた変更契約を行いました。その上で受注者から再委託承認申請を受け、審査した結果、適正と判断したため、書面にて承諾しました。</p> |

障がい福祉課

監査結果公表日 令和元年 6 月 28 日（奈良市監査委員告示第 5 号）

措置結果通知日 令和 3 年 9 月 24 日

| [監査の結果]   | [措置の内容]  |
|---|--|
| <p>社会福祉事務経費の償還金利子及び割引料について関係書類を査閲したところ、支出負担行為書の起票日が、補正予算の成立日より前の日付になっていた。</p> | <p>令和 2 年度の社会福祉事務経費の支出負担行為書について、補正予算成立日後に起票しました。</p> |

支出負担行為は、地方自治法第 232 条の 3 に規定されているとおり、予算の定めるところに従わなければならないことから、予算流用確定後に行われたい。

教育施設課（あやめ池小学校分）

監査結果公表日 令和元年 12 月 27 日（奈良市監査委員告示第 11 号）

措置結果通知日 令和 3 年 9 月 28 日

| [監査の結果]   | [措置の内容]   |
|---|---|
| <p>施設修繕に係る書類を査閲したところ、運動場体育倉庫修繕という名目で支出されていたが、修繕ではなく、新たに倉庫（物置）が設置されていた。また、備品台帳への登録は行われていなかった。</p> <p>倉庫（物置）の設置については、適切な科目で執行するとともに、必要に応じて備品台帳への登録を行われたい。</p> | <p>監査の指摘を受けて、倉庫新設の際には備品購入費で購入するとともに、備品台帳への登録を行った。</p> |

いじめ防止生徒指導課

監査結果公表日 令和元年 12 月 27 日（奈良市監査委員告示第 11 号）

措置結果通知日 令和 3 年 9 月 28 日

| [監査の結果]  | [措置の内容]  |
|--|--|
| <p>「ストップいじめ ならダイヤル」夜間休日業務委託に関する書類を査閲したところ、長期継続契約による実施の意思決定を諮る施行起案が、課長専決されていた。</p> <p>当該委託については、奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用要領第 2 条第 2 項第 9 号に規定されている「その他市長が定める役務の提供」にしか該当しないため、施行起案においては市長決裁を受けられたい。</p> | <p>「奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用要領」は令和 2 年 4 月 1 日に廃止となり、「奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用基準」が同日に一部改正され、同基準第 5 条第 8 号に「各種電話相談業務」が新たに加えられました。当該委託の更新時期が同基準改正後の令和 3 年度であったため、施行起案について、同基準に基づき契約期間全体の執行予定額に応じ、部長専決で事務処理を行いました。</p> <p>今後も引き続き適正な事務執行に努めてまいります。</p> |

廃棄物対策課

監査結果公表日 令和2年3月30日（奈良市監査委員告示第3号）

措置結果通知日 令和3年10月6日

| [監査の結果]  | [措置の内容]   |
|--|---|
| <p>(1) 自動車リサイクル取扱業登録・許可申請手数料については、申請書の提出を受けた際に納入通知書を発行しているが、申請者から入金があり会計管理者から収納の通知を受けた後に調定していたため、収入額が調定額を上回っている状態であった。</p> <p>同手数料は、申請書の提出を受けた際に金額及び相手方を特定できるため、奈良市会計規則第11条の規定に則り、納入すべき金額等を確認したときに調定を行った上で、納入通知書を発行されたい。</p> | <p>(1) 令和2年度から、申請書の提出を受け納入すべき金額等を確認したときに、調定を行い、納入通知書を発行するよう改めました。</p> |